

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市都市公園指定管理者評価委員会
開 催 日 時	令和8年1月5日(火) 開始時刻 14時00分 終了時刻 16時15分
開 催 場 所	Web会議(枚方市役所別館4階 第2委員会室)
出 席 者	会 長:本多 重夫委員 副会長:大森 布実子委員 委 員:塚田 伸也委員、西田 千裕委員、福本 優委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)外部評価の評価手順等について (4)定期モニタリングの結果について (5)所管部署に対するヒアリング (6)評価・答申について (7)その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書 資料2 委員名簿 資料3 枚方市都市公園指定管理者評価委員会 評価手順 資料4-1 定期モニタリング評価表(令和6年度・年間) 資料4-2 定期モニタリング評価表(令和7年度・中間) 資料5 枚方市都市公園 施設の管理運営状況について 資料6 評価メモ 資料7 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) 資料8 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例 資料9 枚方市指定管理者制度に関する基本指針
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市都市公園指定管理者評価委員会の会長に本多委員、副会長に大森委員を選任することを決定した。 ・会議は非公開、会議録は非公開部分を除き公表することを決定した。 ・委員会へ提出された資料は、会議録とともに公表することを決定した。 ・ヒアリングを実施し、評価結果、答申書について決定した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第3号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議・調整等を行うため。
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署(事務局)	総合政策部 行革推進課 土木部 公園みどり課

審 議 内 容

開会 14時00分

【開会】

(事務局)

それでは、ただいまから第1回枚方市都市公園指定管理者評価委員会を開催いたします。

本日は、委員5名中、5名全員の委員の皆様がご出席いただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告させていただきます。

本委員会の会長が選任されるまでの間、私が委員会の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。

皆様にも資料1として、その写しをお配りさせていただいております。画面でも共有させていただいておりますが、ご確認いただけますでしょうか。

本委員会は、この諮問に応じ指定管理者のモニタリングに係る外部評価に関しまして、調査審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じまして、枚方市都市公園の指定管理者と所管部署で行われた定期モニタリングの結果をご確認いただいた上で、モニタリングを適正に行われているか否かについて、ご答申いただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員紹介】

それではまず、委員の皆様方を資料2委員名簿の順に、私の方からご紹介させていただきたいと思っております。
(委員紹介)

【職員紹介】

続きまして、事務局の職員をご紹介させていただきます。
(職員紹介)

【本日の進行説明】

(事務局)

それでは次第に沿いまして、本日の委員会の流れを簡単にご説明させていただきます。

まず『案件(1) 会長副会長の選任について』で、会長副会長のご選任をいただいた後、『案件(2) 委員会の運営について』において、会議の公開・非公開、会議録・会議資料の取り扱いについてご決定いただきます。

その後『案件(3) 外部評価の評価手順等について』では、資料3の外部評価の評価手順等について、事務局からご説明をさせていただきます。

『案件(4) 定期モニタリングの結果について』では、今回の対象施設でございます都市公園につきまして、資料4-1及び資料4-2の定期モニタリングの結果についてご説明させていただきます。

次に『案件(5) 所管部署に対するヒアリング』を行います。事前にいただきましたヒアリング予定事項に記載された内容を中心に、定期モニタリングの内容等について、委員の皆様からご質問いただき、所管部署から回答させていただきます。

そののち『案件(6) 評価・答申について』へ進ませていただきます。事務局から評価方法等についてご説明させていただいた後に、委員の皆様がご自身のお考えをまとめていただく時間も兼ねまして、10分から15分程度の休憩時間を設ける予定としております。そののち評価について委員間で意見交換、合議を経まして、答申の内容をご決定いただきます。

最後に『案件(7) その他』といたしまして、事務局からその他の連絡事項について説明の後、本日は閉会ということになります。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、本日の資料は資料1から資料9、それから事前説明の際にお送りさせていただいた参考資料集といたしまして、参考資料1から参考資料9までをまとめたものに加えまして、新たに参考資料10ヒアリング予定事項一覧をお送りしております。

参考資料10につきましても、後程『案件(5) 所管部署へのヒアリング』を行う際にご参照いただくことがありますので、ご準備の方をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様、ご準備の方はよろしいでしょうか。

それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

案件(1) 会長、副会長の選任について

(事務局)

まず『案件(1) 会長副会長の選任について』でございます。

本委員会には、条例の規定によりまして委員の皆様方の互選により会長・副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては法的また財務的な事項に留意いただきながら、各委員の豊富な知識・ご経験によりまして活発なご議論をお願いしたいと考えており、そういった観点から、会長を弁護士の本多重夫委員、副会長を税理士の大森布実子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

ご異議がなければ、ご承認の挙手をお願いいたします。

< 挙手を確認 >

はい、ありがとうございます。

それでは会長に本多重夫委員、副会長に大森布実子議員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは会長、副会長より一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

まず会長の方からよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ただいま会長に選任いただきました本多でございます。

本委員会は、指定管理者のモニタリングが適正に行っているか否かを評価するため、枚方市都市公園指定管理者評価委員会として、必要な調査審議及び答申をするために構成されたものでございます。

先生方の専門的なご知見、非常に有益なものであると考えております。

会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。では大森副会長よろしくお願いいたします。

(副会長)

はい、ただいま副会長にご選任いただきました、税理士の大森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本多会長を補佐しながら、会議の円滑な進行に努めたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、以降は本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、それでは委員会を進めて参りたいと思っております。

案件(2) 委員会の運営について

(会長)

まず『案件(2) 委員会運営について』を議題といたします。事務局の方で説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、それではご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公表・非公表、次に会議資料の公表・非公表の3点につきましてご決定いただきたいと考えております。

資料7「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)をご覧くださいませでしょうか。

この規程は本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第三条の網かけ部分ですが、本市では審議会の会議は公開するものとしております。ただしその下に記載しております、(1)から(3)のいずれかに該当する場合は非公開とすることができる旨を規定しております。またその下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第三条の(2)枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には次のページでございますけれども、本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、市によるモニタリングが適正に行われているかどうかについてご審議いただくにあたり、指定管理者による管理運営に関する議論が含まれるため、この第5条第3号に該当する情報を含むものと考えており、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが1ページ目にお戻りいただきまして、次に、会議録の作成についてでございますが、規定の第六条第4項にありますように、審議の経過がわかるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは委員名を原則会議録上に記載するとともに、その発言内容について、全文筆記または全文筆に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

なお事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、確定次第、公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。ただし、会議録の中で、指定管理者のノウハウに関するご発言など、非公開事由に該当するものがありましたら、その部分を除いた部分公開という取り扱いを考えております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましても、市としては原則公表の取り扱いとしており、会議録とあわせて公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。

また、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では原則公表する取り扱いとしていることから、**資料2**に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

説明の方は以上でございます。

(会長)

はい、ただいま事務局から委員会の公開等に関する説明がございましたが、委員の皆さんからご質問ご意見等ありましたらお伺いいたします。

いかがでしょうか。

<意見等なし>

ご質問、ご意見等もないようです。

それではお諮りいたします。

本件についてまず委員会の会議は非公開とし、次に会議録は確定次第、非公開事由に該当する部分を除いて公開することとし、提出資料は参考資料を除き会議録とあわせて公開することにご異議ございませんか。

ご異議なければ挙手をお願いいたします。

<挙手を確認>

はい、ありがとうございます。

本件については、ただいま申し上げた通り、決定させていただきます。

案件(3)外部評価の評価手順等について

(会長)

それでは次の案件に移らせていただきます。

『案件(3)外部評価の評価手順等について』事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、ご説明いたします。

まず枚方市におけるモニタリングの考え方についてご説明いたします。事前説明の内容と重複するところもありますが、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

資料9「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」をご覧くださいませでしょうか。

この基本指針は、指定管理者制度の運用に関して、基本的な事項を示すために定めているものでございます。

7ページでございますけれども、(6)指定管理者の管理運営に対する評価といたしまして、枚方市におけるモニタリングの考え方について定めております。

9ページでは、外部評価について定めております。外部評価は原則として、指定管理期間の中間年度に1回実施するものとしております。実施手順としましては、市町または教育委員会の附属機関として指定管理者評価委員会を設置して行うとしておりまして、これが本委員会のことを指しております。役割としまして、市長または教育委員会からの諮問を受け、モニタリングの内容が適正かどうかについて、定期モニタリング評価表等の内容を検証・評価し、合議の上、答申いただくものでございます。

続きまして、外部評価の評価手順についてご説明いたしますので、**資料3**「評価手順」をご覧くださいませでしょうか。

枚方市指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかについて、**資料4-1**及び**資料4-2**「定期モニタリング評価表」の所管部署による評価理由、評価の根拠等のご確認や、所管部署へのヒアリング等を踏まえて、ご審議いただくものとしております。

評価表の見方については、後程詳しくご説明させていただきます。

「2.評価の目安」といたしまして、評価委員会での評価をいただくにあたっては、資料に記載の例を参考にご意見をいただければと考えております。例示しているような内容以外にも、施設の管理運営状況やモニタリング等についてご意見があれば、ご自由にご発言いただいて結構でございますが、1点ご注意くださいことといたしま

しては、この外部評価については、指定管理者による管理運営そのものの評価ではなく、あくまでも市によるモニタリングが適正に行われている場を評価いただくものとなっております。その点ご留意いただければと思います、よろしくお願ひいたします。

なお、評価委員会で評価いただく際にご活用いただけますよう、**資料 6**「評価メモ」をご用意しておりますのでご覧いただけますでしょうか。定期モニタリングの評価結果を抜粋して、右端にメモ欄を設けております。委員がそれぞれご自身の意見や疑問点等を記入するメモとしてこの評価メモをご活用の上、意見交換等をしていただきながら、答申いただければと考えております。

では**資料 3**「評価手順」の説明に戻らせていただきます。

「3. 評価に係る合議答申」についてです。この評価委員会の答申としまして、最終的には「適正(適切)に実施されている」「概ね適正(適切)に実施されているが一部改善を図る必要がある」「適正(適切)に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申いただければと考えております。

次に「4. 評価コメント」についてご説明いたします。

委員会終了後、委員会の中でいただいた今後の課題や改善すべき事項等の意見を集約いたしまして、評価コメントとしてまとめさせていただき予定としております。評価コメントは事務局にて案を作成し、会長・副会長・各委員の確認を経て決定いたします。ただし評価結果が適正に実施されているとなった場合、評価コメントは必須ではございません。

「5. 評価結果の通知公表」についてでございますが、評価結果及び評価コメントは施設所管部署、指定管理者に通知いたします。施設所管部署は、評価委員会で改善を図る必要があるとされた項目等について、改善策を講じます。評価委員会による評価結果、評価コメント及び施設所管部署が講じる改善策は、あわせて市ホームページで公表することとしております。

次のページには、委員会からいただく答申書及び市が公表する評価結果のイメージを記載しておりますので参考にしていただければと思います。なお答申書のイメージにつきましてはあくまで案でございまして、評価をご決定いただいた後に、事務局から改めて案を提示いたしますので、その際にご決定いただければと思います。

説明は以上でございます。

(会長)

はい、ただいまの事務局の方からの説明に対しまして、委員の皆さんからのご質問ご意見等はございませんか。

<意見等なし>

それでは、特になしということのようでございますので次に移ります。

案件(4) 定期モニタリングの結果について

(会長)

『案件(4) 定期モニタリングの結果について』を議題といたします。

本件についてまず事務局の説明を求めます。お願いします。

(事務局)

はい、それでは枚方市都市公園の定期モニタリングの結果について、公園みどり課の方からご説明していきますが、その前にまず都市公園の管理運営状況について、事前説明のときにご説明できていなかった部分もありますので、簡単に説明いたします。

資料 5の方をご覧ください。

現在、指定管理者による管理を実施している公園ですが、王仁公園、中の池公園、香里ヶ丘中央公園、鏡伝池緑地、東部公園の5公園になります。公園の有料施設としてはご覧の通り、プールやテニスコート、運動広場、有料の駐車場、野球場などがあります。利用率は、運動施設では40%台から70%台となっております。

続いて収支状況についてですけれども、令和5年度と6年度を比較して変化のあった部分を抜粋してご説明いたします。

まず収入につきましては、施設使用料収益が減少していますが、これはプールの実施期間を令和6年度から短縮したことにより、プールの入場料収入が減少したということが主な要因となっております。

駐車場収益につきましては、令和5年度から6年度で大きく増加したように見えてはいるのですが、これは令和5年度と令和6年度で計上のやり方を変えておまして、見え方が少し変わっている部分がありますが、実際には駐車場収入自体は大きく変わっていません。こちらについてはヒアリングの予定事項に挙げられていた委員の方もいらっしゃると思いますので、後程ヒアリングの際に詳しくご説明させていただきます。

続いて、支出についてです。

需用費が令和5年度に多くなっていますが、これは指定管理の初年度に買いそろえるものが多かったということで、例えば水中クリーナーなどのプールの管理用機材ですとか、事務所備品などを購入しているためです。

役務費についても同様で、初年度は5公園のホームページの立ち上げ費用や、5公園のフォトコンテストなどの費用がありまして、令和5年度の方が多くなっているような状態です。

光熱費につきましては、令和6年度にプール期間について運営期間を減少したり、水道の使用量の目標を設定したりすることで、水道使用量を削減したことで令和6年度が減少しております。

催事費については、令和5年度の収支が赤字になったことから、実施するイベント等の見直しを行ったことで令和6年度は減少しています。

従事者労務費については賃金上昇により令和6年度が増加しております。

全体の収支といたしましては、令和5年度はマイナス2,528万242円、令和6年度はマイナス954万2,422円でした。

以上が都市公園の管理運営状況になります。

では改めまして、定期モニタリング評価表のご説明をいたします。事前の説明会の内容と重複する部分がありますが、ご容赦ください。

まず、資料4-1「令和6年度定期モニタリング評価表 年間」の方からご説明させていただきます。

こちらは令和6年度終了後、令和7年6月に実施した評価になります。

評価表の見方や評価基準などについては、事前にご説明させていただきましたので、本日は割愛いたします。

定期モニタリングの流れとしては、あらかじめ設定した評価ポイントについて、指定管理者が一次評価を行い、所管部署の公園みどり課が一次評価の内容や関係資料、現地の確認等を行い、二次評価を行う形で実施しています。

それでは、具体的な評価の内容について、特にご確認いただきたい部分を抜粋してご説明いたします。

まず1つ目の評価項目「1 業務の履行状況」の中の「(1)選定時の基準、事業計画の内容に関する事項」についてです。こちらは「1」から「5」の5段階で、それぞれの項目を評価しています。

まず、計画以上の良好な管理運営を行っているとし、二次評価を「4」とした評価ポイントが1項目あります。

資料17ページの下の方になるのですが、「鏡伝池緑地において、特殊植物の育成や緑化相談を含め、緑地を良好に管理運営できる業務実施体制が示されている。(確認事項34)」、こちらの項目について、2つ目の「園芸の専門知識を有した職員と花菖蒲等の特殊植物の知識を有した職員を配置する」という計画に対し、二次評価を「4」としています。

理由としては、樹木医を初めとする、専門資格を有した職員が多数在籍しており、良好な管理運営を行っていることや、花菖蒲のような特殊植物の栽培技術や管理方法について、技能継承に繋がる取り組みを実施していることを評価して、「4」の評価としております。

次に、一部計画通りにできていない、または改善が必要であるが、概ね適切な管理運営を行っているとし、二次評価を「2」とした評価ポイントが1項目あります。

同じく資料17ページの中程の、「自然環境の維持改善に関する考え方と方法が提案されている。(確認事項31)」です。

こちらの項目について、「王仁公園のビオトープ周辺の樹木について、段階的に危険木の撤去や枝抜き剪定を行い、利用者が安心安全に利用できる木漏れ日が差し込む明るい森へと再生を図る」という計画に対し、二次評価を「2」としています。

理由としては、ビオトープ周辺の樹木については、危険木の撤去や剪定等が実施できていませんでしたが、これは限られた予算の中で緊急性が高い園路付近の樹木の調査等を優先したためという説明を受けています。

それに加えてビオトープの水質改善については、効果の発現に時間がかかるものであることから、早期に対応していただく必要があるものと考えておりました。

ただ、ビオトープ周辺の危険木の除去ができなかったこととあわせて、ビオトープの水質改善もできていなかった、という部分もありますので、総合的に判断して評価を1つ下げまして「2」の評価としております。

続きまして、指定管理者による一次評価が「4」または「5」であった項目で、本市の二次評価で「3」と評価したポイントが全部で11項目ありますが、この11項目については、評価基準ののっとり、事業計画と照らし合わせて二次評価を実施したところ、計画以上の管理運営を行っているという判断には至りませんでした。

しかし、計画通りの適正な管理運営が行われていたという評価から「3」の評価としております。

続きまして資料20ページをご覧ください。

すべての評価ポイントについて、5段階評価の平均値を算出し、その値をもとにこの評価項目全体の評価を算出しております。

今回の二次評価の平均点は3.0点であるため、評価は「A 事業計画に即した適切な管理運営を行っている」となります。

続きまして資料21ページ、「(2)施設の管理運営に関する経費の収支状況」についての評価です。こちらは○△×の3段階で評価を行います。

今回は、「収支予算書と比較して、想定外に多く支出している費目がない。または想定外に多く支出している費目がある場合、その理由が妥当で、今後予定外の支出が発生する恐れがないか。」という評価ポイントに対して、大幅な超過はしているのですが、経費削減を行っていた結果、前年度よりも赤字を縮小できているため、概ね適正であるとして、△の評価としています。

その他の評価ポイントは○ですが、△の評価が1つありますので、この項目全体の評価はB評価となります。

続いて資料22ページをご覧ください。「(3) 募集要項、仕様書記載事項等に関する事項」についての評価です。こちらも○△×の3段階で評価します。

今回は、「指定管理業務に伴い発生する経費及び収入を、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理しているか。」という評価ポイントに対して、経費等の支出については、代表企業の社外規定により企業の支出専用口座で管理しております、他の事業と一括管理となっています。

本指定管理に係る支出については、別途データで適切に管理していることを確認したことから、概ね適正に管理しているとして、△の評価としております。

その他の評価ポイントは○となりますが、△の評価が1つありますので、この項目全体も評価はB評価となります。

ここまですが資料4-1の「令和6年度の年間の定期モニタリング評価表」について、ご確認いただきたい内容でした。

次の評価項目「2 業務の継続性、安定性」については、最新の財政状況をご確認いただくため、資料4-2「令和7年度定期モニタリング評価表(中間)」の方でご説明いたします。こちらは令和7年の中間の評価として、令和7年10月時点で実施した直近の評価となります。資料23ページをご覧ください。

「2 業務の継続性、安定性」についても、○△×の3段階で評価をしております。

今回は、「施設の収支状況が安定しているか。」という評価ポイントに対して、赤字が出ているものの、園内の清掃時間の削減や、水道使用量の目標を設定するなど、支出を削減する努力をしており、赤字の額は縮減していると判断し、一部改善が必要ではあるが概ね適正であるとして△の評価としております。

その他の評価ポイントは○ですが、こちらも△の評価が1つありますので、この項目全体の評価はB評価となります。

以上が定期モニタリング評価表についての説明となります。

以上で終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

案件(5) 所管部署に対するヒアリング

(会長)

『案件(5) 所管部署に対するヒアリング』に移ります。

まずは事務局からヒアリング実施方法について説明をお願いします。

(事務局)

はい、ご説明いたします。

ヒアリングにつきましては、事前にいただいたヒアリング予定事項の内容を中心に、ご質問をお願いしたいと考えておりますので、参考資料10「ヒアリング予定事項一覧」をお手元にご準備いただきまして、ご自身が提出されたヒアリング予定事項を今一度ご確認の上、ご質問をお願いいたします。

また追加の質問の他、その場で新たに出た疑問点などについて、事前にヒアリング予定事項に書かれていなくても、ご自由にご質問いただいても構いません。

また、指定管理者へのご質問につきましても、事前にいただいた質問については、指定管理者から回答を得ておりますので、ご質問いただければ所管部署から回答いたします。

なおヒアリング時に、資料6「評価メモ」の右端の欄にメモをとっていただくなどご活用いただきまして、後の『案件(6) 評価・答申について』で、評価について委員間で意見交換いただく際に参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明がございましたヒアリングの進め方につきまして質問、或いはご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただけますか。

<意見等なし>

特になければ、個々のヒアリング事項に移って参りたいと思います。指定管理者への質問も含めて事前にヒアリング予定事項にご自身が書かれた内容を中心に、ご質問いただければと思います。

順不同ですけれども、順番にお伺いしていきましょうか。塚田先生から、如何なものでしょうか。

(塚田委員)

「(2)施設の管理運営に関する経費の収支状況」について、収支報告書の中で、駐車場使用料がプラスに転じているのに、施設利用料がマイナスに転じているというような内容がみられました。

また施設点検他委託料について令和6年度の支出が多かったようですが、今後、継続的に超過していくものなのか、また一過性のものなのかについて、その理由を確認したいということで、質問させていただきます。

(会長)

塚田先生の最初の質問について、事務局の方でお答えいただけますか。

(事務局)

はい、ご説明させていただきます。

こちら指定管理者から回答いただきましたが、なかなか言葉だけで難しいと思ったので、図解したものを資料としてご用意しました。駐車場の収益については、令和5年度と令和6年度で実際はほとんど同じぐらいの売上高でした。ただ、そのうちの一部が指定管理者の収入となり、残りは指定管理者が委託している駐車場運営業者の収入となる形で、どれだけ売り上げがあっても指定管理者には毎年定額の収入になるという契約をされておりまして、令和5年度については収入保障額という定額、指定管理者に入ってくる部分だけを記載するような形になっておりました。

令和6年度の駐車場収益については、都市公園の施設としての収支をより正確に把握するために、利用者から徴収した駐車場売上高自体を記載していただくという形にしています。令和5年度と6年度で記載方法が変わったので、大きく変化したように見えています。

同時に、設備点検他委託料も大幅に増加しているのですが、これは実際に指定管理者の収入となる固定の収入(収入保障額)以外の、指定管理者が委託している駐車場運営業者の収入を、委託料として計上しているため、令和6年度はその分委託料が大きくなっているというような形です。このような説明でご理解いただけますでしょうか。

(塚田委員)

具体的には変わらないというイメージでいいでしょうか。

(事務局)

記載方法を変更したことで見え方として大きくなっているのですが、実質の経費がこれから継続的に増加していくというようなものではないということです。

(塚田委員)

はい、わかりました。

(会長)

今の最初の塚田先生からのご質問に関連して、大森先生どうぞ。

(副会長)

私も塚田先生と同様の質問を予定していたのですが、駐車場収益について、令和5年度分がそうだったという話は、今のお話で理解をさせていただきました。

ですが、点検等の委託料について、当初この指定管理者が選定の際に提出された予算の方では、4,000万弱の委託料を計上されていたのが、実績では令和5年度は6,500万、令和6年は8,100万と大幅に金額が増加しています。

何か他の点検や委託をしないといけないなどの事情が起こったのでしょうか。それとも、予算のときには、想定できないような何かが起こったのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局の方、いかがなものでしょうか。

(事務局)

当初の予算でいくと、プールの運営というのが、コロナの影響で3年間ほど運営してなかった時期がありましたので、プール関係の点検費用などが、想定よりも上がっているようなところはあったと聞いております。全体的に細かく、どの部分が上がったかというのはヒアリングできてはいたのですが、当初、指定管理が公募したときよりは、実際の設備点検費用が全体的に高くなっているとは聞いております。

特段、想定していなかった点検や委託が増えたとは聞いていません。以上です。

(会長)

大森先生、どうぞ。

(副会長)

そうするとですね、倍率で言うと、予算に比べて令和5年度では1.7倍で、ここがこの事業者が大きく赤字を出した原因になっていると思うのですが、これが原因であるのであれば、指定管理料をそもそももう少し上げないと、どの業者が入ってもやっていけないのではと思いますが、この辺に関して、所管部署はどのように考えていらっしゃいますか。

(会長)

どうぞ。所管部局の方でお答えいただけますか。

(事務局)

指定管理者からは、この公募のときの予算ではなく、毎年運営を見直して、各費目の金額を見直す形で、毎年事業計画をいただいています。当初の公募のときから状況が変わっても、運営していくための各費目の割合を、運営しながら指定管理者も探っていく、とっておりますので、指定管理料の積算に関しましては今後に向けて課題があるとは思ってはいますが、今回の指定管理料の積算が不適切であったとまでは思っていない、というところでございます。以上です。

(会長)

大森先生どうぞ。

(副会長)

少し危惧しているのは、それに伴って赤字が大きかったためかわからないのですが、人件費が指定管理者選定時の予算の計上の金額と比べて、かなり少なくなっています。

どんどん人件費は高騰しているのに、ここが少なくなっているということは、業務に携わる人間の数を少なくされているのかなと思うのですが、そうするとやはり市民サービスの低下に繋がるのではというところも考えてしまいますので、この辺適正に判断していただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。所管部局、今の副会長のご意見に対して何か仰りたい等ありますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

人件費に関しましては、先ほどの説明にもあったのですが、プールを効果的・効率的な運営期間に短縮することで、人件費を少し削減できる形になっているというところが1つありますので、他で経費が上がった分、人件費を減らしてサービスを低下させているというわけではない、というところだけご理解いただければ助かります。以上です。

(会長)

はい、大森先生よろしいでしょうか。

(副会長)

はい、結構です。

(会長)

それでは、福本先生、いかがでございますか。

(福本委員)

今の質問に絡んで、今示していただいているページで私も気になったので、重ねてになるかもしれませんが、運営費について赤字幅が減少していますが、先ほどの人件費の高騰もありますし、他にも物価高騰が続いていく中で、そもそもの指定管理料を5年間だけで見ればいいのか、その額と要求している水準が本当に釣り合っているのかというあたりについては、市としてどう考えているのかということが私も気になりました。今回この5年間は乗り切れるのかもしれないですが、その次に事業者が手を挙げないとか、いろいろなことがあろうかと思うので、現状の認識や今後どうすべきかといったところを質問したいと思います。

(会長)

ありがとうございます。今の点につきまして、所管部局或いは事務局の方でお答えいただけますか。

(事務局)

はい、指定管理者の公募の時点で、リスク分担表というものを作っておりまして、そこで物価変動のリスクは指定管理者が負うという形になっており、今回はそれを前提に引き受けていただいております。ただ、物価高騰が公募時と比べても激しくなっている中で、現在のやり方のままでよいのかどうか、という検討は必要ではないかと考えております。

事務局(行革推進課)の方で補足なのですが、ただいま説明いたしましたように、指定管理者の選定時におきましては、物価変動のリスクを指定管理者が負担することを条件としておりまして、指定管理者の方で5年間の収支を見込んだ上で、必要な金額を提示して、それで選定委員会の方で選定させていただいているところでございます。ですので、管理運営の際にはその要求水準、仕様書の方を適切に満たすような運営をおこなっていただきたいと考えております。

ただ昨今の新型コロナのように、選定時には想定しえないような状況もございます。そのような場合には市としても損失分を補填するような対応を行っているところでございまして、ただ想定し得るかかどうかというところの判断が非常に難しいところでございます。

やはり市からの補填を管理運営期間中に行うというところは、選定時の公平性を害するというところの懸念が捨てきれないところではございますので、この点を踏まえまして、選定時から想定しえないものかどうかというところ、補填を行うかどうか、補填を行うとしましても、今後どのような方法が適切かなどにつきましては、慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

これまでもそうでございますが、物件費の上昇や人件費の上昇、そのあたりを適切に判断いたしまして、必要な額を上限額とするというところを基本としておりますので、次の選定時にもその点注意しながら、上限額の設定等を行っていきたくて考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。福本先生いかがですか。

(福本委員)

ありがとうございます。

指定管理の運営初年度から1,000万近い赤字なので、物価高騰のこと以外にも、もしかしたら条件の出し方にも課題があったかもしれないと少し感じたのが一番大きなところで、それが結果的に、市民サービスの視点で考えて経費削減して何とかする、ということにならないようにだけ、モニタリングの際に留意していただければと感じましたので、これはコメントですが、よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。先生、他にございますか。

(福本委員)

それともう1点の質問は、このページの両方ともに共通するのですが、事業者が一次評価で「4」ないし「5」を付けているものに対して、所管部署の方でそれよりランクを下げて評価しているものを、どのように事業者とコミュニケーションをとっているのか、というのはとても重要だと思っています。このモニタリングの機会で、かつ外部からの声が入る機会というのは5年間で1回しかないで、どのようにコミュニケーションをとって、事業改善につなげているかということは、モニタリングという評価の中で重要だと思います。そのような取り組みについて、あるかどうかというのが、聞きたい事前に思っていた内容です。

加えて先ほどのご説明で評価「2」をつけた部分、王仁公園のビオトープの樹木のお話を見ると、提案項目で書いていることを全然できていなかったという説明に聞こえたのですが、その場合「2」でいいのか、という気持ちも生まれてきます。主観も当然入ってくると思うのですが、どう評価してどうコミュニケーションしているのかというのが、項目だけドライに読んだら、先ほどの王仁公園のビオトープの樹木の項目は手をつけてないということなら「1」ではないかと単純に思ったのですが、その辺りの内容について、お聞かせいただけると嬉しいです。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の点について、所管部局或いは事務局の方で説明、回答いただけますか。

(事務局)

はい、まず前提として、事業計画書に書いていることをやれば「3」評価で、事業計画書以上に工夫をして、例えば来場者や利用者数、売上を伸ばしたなどの大きな成果が示されていれば、その成果の度合いに応じて、「4」や「5」の評価にしているという状態です。

モニタリングの一次評価の提出をしていただいた後に、指定管理者とのヒアリングの機会を設けていまして、指定管理者が行った一次評価についての考えというのは、確認させていただいております。その上で、もっとこうしたらよくなるなどの改善の提案も、市の方から行っております。

最後に仰っていた「2」の評価でいいのかという話ですが、ビオトープ周辺の伐採はできてなかったのですが、危険木の調査はしていましたので、全く何もしていなかったわけではないと思っていまして、調査をしているが実際に切るとこまではいかなかった、という形で、「1」の評価ではなく「2」の評価としております。以上です。

(会長)

福本先生、いかがですか。

(福本委員)

承知しました。

「5」がどうやったら付くのかというのは、やはりわからなかったのですが、指定管理者を褒めてあげられたらいいのになど。特に指定管理者が自身で高評価をつけていた項目については、人数が増えたら「5」になるのかとか、どうしたら「5」になるのかと、指定管理者の書いた内容のことでいうと、これだったら「3」ではない、という気もするし、「5」が付かない前提でよかったらそれでもいいと思うのですが、どういうものでしょうか。

(会長)

はい、どうでしょうか。

(事務局)

樹木医のところだと思うのですが、「5」に評価する基準というのが、計画以上の独自の新たなサービスを提供し、特に良好な管理運営を行っている、という場合になっています。

樹木医の項目(確認事項 34)に限って言いますと、計画以上の多くの園芸の専門知識を有した職員が配置されていることは評価しておりまして、それで「4」としているのですが、その上で、その専門知識を有した職員がいることで、市民サービスを向上させるような成果、こういうことがもってできましたという成果が具体的に示されていれば、「5」の評価とすることができたのですが、今回のヒアリングなどでもお聞きしましたが、そのような具体的なものの提示がなかったので、今回は「4」の評価としております。

(福本委員)

きっとそうなのだろうと思っているのですが、事業者はここにコストかけていますよね。特にこの項目は、それが「5」と評価して欲しいと思って、樹木医などを5名や6名配置してとやっているものは、自分たちとしては期待以上のことをやっている、だけど、行政からは「4」の評価しかされないというのは、もう少しうまく評価してあげる方法があれば。

次回があるか分かりませんが、その時に、こういうことを追加すれば「5」になりますよ、例えば樹木医がこういう植栽管理をすることによって、その植栽を活用した市民サービスのプログラムを提供しましょう、といった会話がされていますとなれば、それでいいと思うのですが、そういったことがこの表だけではわからないので、自分たちがコストをかけているところが適正に評価される、もしくはそのコストのかけ方は違うからもう少しリバランスした方がいい、といったことが言えるモニタリングがされるといいと思いましたので、質問しました。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

ヒアリングの中で、どうすれば「5」になるかという考え方は、ヒアリングで説明していただいているということですか。

(事務局)

はい、ヒアリングの中で、このようなイベントとか、こういうことはされないのですか、というキャッチボールはもちろんさせてもらっています。評価下げるときなどにはもう少しこういうこととして欲しいという希望はお伝えしています。

ただ指定管理者の評価と食い違っているときに、やりとりはもちろんしているのですが、最終的には目に見える結果をどうしても求めてしまうところがあります。あと2年間、今年を入れたら3年間ありますので、その中で何かしら形にしてもらえれば、評価は上げていきたいという話はしております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。福本先生、他にございますか、よろしいですか。

それでは西田先生、よろしく願いいたします。

(西田委員)

私が気になりましたところで言いますと、資料にもありますように、業務の継続性安定性というところで、こちらはもう大まかな質問であったのですが、全体的に収益が安定している、と評価しておられる一方で、指定管理業務全

体の収支の中で、×そして△というのがありましたので、この辺りの整合性についてお聞きしたかったというところで質問をさせていただきました。ご回答のほどよろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、所管部局或いは事務局の方で回答していただけますか。

(事務局)

指定管理者は、これまでの累積赤字の解消が難しいと考えられていることから、×という評価をされていますが、ヒアリングの中で、指定管理者は赤字解消のために園内の清掃時間の削減をしたり、水道の使用量の目標を設定したりするなど、支出を削減する努力をしている、ということをお伺いしております。実際に赤字額が令和5年度から6年度にかけて減少しているということから、概ね適正であると判断して、△の評価を二次評価の方ではさせていただきます。

補足ですが、令和5年度の収支状況がとても悪かった原因がプール運営にありまして、プールの水質管理がなかなかうまくできず水道料金がすごく膨らんだ、というのが赤字の主な原因になっています。そのことから、令和6年度については水質管理のろ過機の使い方を見直し、水道料金がかなり減ったということも含めて、収支の改善が図られているというところが大きなウエイトを占めています。そのような改善を毎年していっているのです、そこを所管課としては評価をして、収支改善に向かっていると判断しており、△にしています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。西田先生どうぞ。

(西田委員)

ありがとうございます。

ただいま水質管理の件でお話がありましたが、水質管理に関しましては、ろ過機自体を例えば入れ替えるなど、ろ過機に非常に負荷がかかっている、水質管理上、ハード面で難しかったなど、そういうことはございますか。

(事務局)

初年度の方はろ過機がそれほど悪い状態ではなくスタートしたと認識しているのですが、指定管理者との話の中でろ過機の負荷についての話がありましたので、市の修繕によりろ過機を一部更新し、水道代を減らせているところもあります。ろ過機を全部取りかえたわけではないのですが、一部部品の取りかえは、適正に市の方で行っている状況です。以上です。

(西田委員)

ありがとうございます。そうすると、今後、当面の間はそういった管理上のリスクは少なくなってくるだろうという見込みという認識で間違いありませんか。

(事務局)

はい、そのように思っております。

(西田委員)

わかりました。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。では続きまして大森先生、如何でございますか。

(副会長)

はい何点か、先ほど福本先生からお話があった点と重複するのですが、まず施設の管理に関する事項で、王仁公園のビオトープのところで、一次評価を「3」とされていたのを二次評価で「2」とされたところですが、最初のご説明で、ビオトープ周辺の整備については、早期に対応して欲しかったというお話があったのですが、そこは当初の説明のときに、指定管理者に伝えられたのかどうかを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

はい、まず1点目お願いたします。

(事務局)

指定管理者の方には、ビオトープの水質改善といいますか、ビオトープ自体を利用価値のあるものに変えていきたいという話は、令和6年度当初からさせてはいただいております、当課としてもビオトープを再編したい思いがありましたので、大学の連携なども想定し、ビオトープを議題に出してもらおうなど、市としても一緒に動いていきた

いという話はさせてもらっていたのですが、なかなか令和 6 年度と一緒に実現することができなかった、ということも踏まえて、早期に取り組んでほしかったというところはお伝えしております。

(副会長)

令和 5 年度から指定管理をされていたと思うのですが、令和 6 年度で仰ったってということでしょうか。ということは、令和 5 年度の評価の「2」という判定のときには、指定管理者は知らなかったという話でしょうか。

(事務局)

令和 6 年度の評価になっていますので、令和 6 年度の取り組みの中で行っていただくという話をさせてもらっていました。

(副会長)

わかりました、その食い違いがあるのかなと思ったのですが、そうではなかったということですね。

そうしましたら、次の項目のところですが、収支予算と比較して想定外に大きくかけ離れた実績になっているところでは、先ほどからお話させていただいていたのですが、収入の方は指定管理業務専用の口座で管理されているのに対し、支出の方が代表企業の口座で管理されている、というところですが、専用口座があるのに、なぜ支出は代表企業の口座で管理されているのか。

その支出状況は、どのような形で収入から出金していくのか、そのあたりを適正に管理されている所管課では確認されているようですが、どのような形で、適正管理と判断されたのか、その説明をお願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます、今の点はいかがなものでしょうか。

(事務局)

はい、指定管理者の代表企業において、支払い口座が一元化されておりまして、支払い管理業務を総務の方で一括して行うというのが、かなり厳格なルールとなっていることを聞いております。

入金用口座は個別に作成することができるのですが、その入金用口座からの出金についても、現場で勝手に行うことはできないような仕組みになっていると聞いております。

管理方法につきましては、現場や案件ごとに工事番号というものが割り当てられていまして、代表企業の総務部に集約される請求書など、それぞれの書類に工事番号を記載して管理されており、その書類を各部門の責任者や管理職が月に 1 度、査定するという形をとっていることをヒアリング時に説明を受けています。

本市の指定管理業務分の支出についても、その説明から正確に把握管理できている状態であると判断しておりますので、本来は専用口座であることが望ましいとは思いますが、実態としては適正な管理はできていると判断しております。以上です。

(会長)

どうぞ。

(副会長)

お聞きしていますと仰ったのですが、実際に口座の確認はされたということではなかったでしょうか。

収入が専用口座で収納されているのに、なぜ支出は違うところから出るとかというのが不思議な感じがしたので。両方ないというのであれば、それでそうなのかと思うのですが。

後づけができるのではと、悪いように考えたらそう思ってしまうし、実際に令和 6 年度の一般管理費が令和 5 年度に比べて半分ぐらいになっているところは、何かここで赤字を調整されたのではという気がしたので、そのあたりの適正性という問題が、担保されているのかということが気になりまして、このように質問させていただいております、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。大森副会長、よろしいでしょうか。

(副会長)

実際に所管課で聞いているだけでなく、モノを見られているのかどうか、管理されているのかどうかだけは聞きたいです。

(会長)

どうでしょうか。

(事務局)

指定管理者の総合口座は、他の事業のものも入っているので、見せてはいただけていない状況です。この番号で管理していますなど、その番号が入っている部分については見せてはいただいたのですが、その総合口座は、

その企業の全ての取引が入っているのを見せてはいただけていない状況です。指定管理者から見せられないというような言い方もありました。番号管理をしているのは確認しているのですが、口座を全部見させてもらったわけではありません。

(副会長)

すみません、それは当然のことだと思いますので、なので今後は次回の指定管理者を公募されるときから、適正に管理されるように、収入支出とも管理されるように意見したいと思っています、以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

今に関して私の方から1点だけお尋ねさせていただきたいのですが、行政としては△評価ですよ。△評価は何を意味するかというと、「一部改善が必要であるが概ね適正実施している」ということですよ。この部分に関して一部改善が必要というのは、何を意味しているのですか。

(事務局)

本来は専用口座で管理することと公募の条件にも書いてありますので、そこに関してはやはり改善が必要で、こちらからは、支出に関しても専用口座で管理してもらわないといけないというのは言い続けています。

ただ、適正に支出が管理されているかという点に対しては適正に支出は管理されているものの、専用口座ができていないという点については、○にはならないと判断していきまして、△という判断で評価しております。

(会長)

特に△評価の「一部改善が必要である」と市が認識されている部分というのは、本来は支出に関しても専用口座での管理が必要だということで良いのですか。

(事務局)

はい、公募の条件にそのように書いていますので、そこに関しては改善が必要だとお伝えし続ける、ということが必要かと思っています。

(会長)

わかりました。

他に関連してご自由に、どうぞお願いいたします。

(福本委員)

今の質問に関連してなのですが、すごく穿った見方をすると、例えばここに赤字を少し多めに乗せておいて、次の指定管理で金額が上があれば良いと思って清算できてしまうようなことも起こりうると思うのですよね。その企業体が大きければ特に。

こういったことを防ぐために、事業費を一对一で評価するために、先ほどの専用口座での管理が定められていると思うのですが、口座としての支出を見られなくて、番号は見られたということだったのですが、その番号を総合して突き合わせた結果、おかしくないという点検をしないで、本当に適正と判断できるのか。点検をして判断されているのであれば、それでいいかと思いましたが、点検をされていないのであれば、適正と判断していたら、実は業者がそれをうまく利用して、いろいろな市町村の赤字をちょっとこちらに載せて、共通で買えるものを枚方市の指定管理料で買っておこうといったことがあるかもしれません。事業者としては当たり前というか、共通で買うこと自体は悪いことではないのですが、それをきちんと按分しているのかとか、そういった点検をしてから評価をしないと、今度は行政側が次の指定管理料を大きくふっかけられる状況になる。これだけ毎年1,000万円といった赤字が出ているので。

こういったところはどのように評価されたのか、番号がついているという事実だけを聞いたのか、番号についてものを全部突き合わせて見たのかによって全然違うと思いますし、そうでない場合、改善するためにはそれを突き合わせられるような資料を作ってくださいと言ってもおかしくないかと。公募条件で、そもそも口座は別でと言っているの、この辺りの状況はいかがかと。あと次年度以降の改善のやり方など伺いたいです。

(会長)

どうでしょうか。

結局、他の事業と共通の口座で支出をしていたら、先ほど仰ったように、他の支出が含まれているから、全部見せられませんといった話も言えるわけです。それが専用口座であれば見せざるをえないのですが、他の事業と共通の口座で一括でやっていたら、見せられません、という言い訳ができてしまうことになります。

委員の皆様が言われた点も含めて、所管課あるいは事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

指定管理者の方も口座管理に対しては、本市の指定管理業務で使った分がどうかという収支を、細かく帳簿かエクセルといったものにつけていたと思います。どういう表であったかは忘れてしまったのですが、総合口座での管理だけでなく、自社の収支を、別表で管理しているような形で管理されているというのはいつも確認させてもらっていて、例えば市から「この経費はどうなっているのか」と聞いた時には、すぐにきちんと説明を得られています。

枚方市以外の他の指定管理施設と、例えば肥料を一括して買っているとか、そういうことは聞いたこともないですし、枚方市で使っている分に関しては、枚方市の番号を入れてそれだけ買っているような形で管理していると思っていたと思います。

今回のヒアリングに際して改めて確認したわけではないのですが、これまでもそういう認識でおりましたので、他の施設の分もまとめて買ったものや赤字を計上して調整されているとか、そういう感覚はヒアリングの中では全くなかったものです。いつも会社の中で、細かく1つ1つ工事番号をつけて、請求を総務部に回して、と手間がかかるようなことをやっているな、という認識ではありました。

あと、月次報告の中で、細かく収支を項目でもらっている部分もありますので、まとめてどこかの公園、他市や他県や他事業と一括して発注しているというような事実は聞いていませんでしたので、福本先生に言っていたのは、逆にそういう考え方もあるのか、と思ったほどでした。

まとまりきれないのですが、逐一全項目を確認したかと言われたら今は出来てはいないのですが、指定管理者は全項目、確実に社内で照らし合わせたものを市へ報告してきているという認識でありました。もう一度そのスキームについては、確認する必要があるとは思っているのですが、現時点でも先生方にきちんとしたものがお見せできるようなスキームを組んでくれていると思います。この場で、こうやっていたということを言えないのですが、後日であれば、もう一度確認させていただいて、そのあたりのご説明をもう1回、させていただくというのは可能とは思っています。以上です。

(会長)

よろしいですか、どうぞ。

(福本委員)

定期モニタリングの評価委員会なので、結構そこが重要と特に思いました。

仰るように、基本的には面倒くさいことですが、民間事業者としては当たり前やるべきことだと思うことに加えて、共通経費をいろいろ共通化していった経費削減していくという、事業体が大きいからできるコストメリットはきちんと生かした方が当然良いと思うのですが、その中でこの事業に関わるものをしっかり確認しているかどうかというのを評価しておかないと、そういうことをしっかりとやる市町村ではしっかり按分しているし、しっかりとやっていない市町村は、共通経費のところで大體領収書が認められるから、ここの分を少し多めに買っておこうか、といったことが起こりうる。全然わからない分量の積み重ねであっても、塵も積もればと大きくなってしまいます。

ここはある程度適切に、何キロとかそういった細かいことはわからないところもたくさんあると思うのですが、経費を確認した根拠をしっかりと出せるようにしておいた方が、このモニタリングにはよいと思いますし、何かがあったときに双方にとって必要かと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

それに対して、所管部局で何か付け加えることとかございますか。

(事務局)

いただいたご意見、その通りだと思いますので、共通経費というような考え方は今までモニタリングの中でも出てこなかったもので、そういったヒアリングもしていなかったのですが、再度、指定管理者の方に、共通経費という形で按分しているものがあるかどうかについて、確認したいと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。他にヒアリングされたい点等ございますか。塚田先生、どうぞ。

(塚田委員)

指定管理者の公園管理というのをいろいろ見ていく中で、この間のスキー場のリフトの問題などもあったのですが、指定管理者制度を導入する目的の中に経済性や人的サービスの向上というところがある一方で、やはりどうしてもその安全性というのがないがしろにされた結果、悲惨な事故が起きているというところがあって、それぞれ経済性と人的サービスと、安全性というのはトレードオフの関係になっていると思います。

今後の話なのですが、社会全体でそういった課題が起きている中で、行政がセーフティーバーとしての役割であるというようなところを見られるような二次評価が、今後あったらいいとは思いました。これは意見であって、事務局へ回答を求めるものではありません。

(会長)

貴重なご意見賜りましてありがとうございます。事務局の方もよろしいですよ。

それではヒアリングは以上とさせていただきますと思います。
次の案件に移ります。

案件(6) 評価・答申について

(会長)

『案件(6) 評価・答申について』事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、説明いたします。

再度、資料B「評価手順」を画面に表示いたしますので、ご覧いただけますでしょうか。

指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングは適正に行われているかについて、定期モニタリング評価表の確認や、先ほどのヒアリング等を踏まえて、ご審議いただくものとしております。繰り返しにはなりますが、指定管理者による管理運営そのものの評価ではなく、あくまでも市によるモニタリングが適正に行われているかを評価いただくものとなっております。

「3. 評価に係る合議・答申」に記載の通り、この評価委員会の答申としまして、最終的には「適正に実施されている」「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」「適正に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申いただきたいと思いますと考えております。

ただいまから、委員の皆様がそれぞれご自身のお考えを整理いただく時間を兼ねまして、10分から15分程度休憩時間を設けていただきまして、その後評価について委員間での意見交換、合議を経て、答申の内容をご決定いただければと考えております。

ヒアリングの全体を通しまして、二次評価が適正である場合はそのようにご意見をいただき、二次評価が適正に実施されていない場合や、一部改善が必要であると思われる場合は、定期モニタリング評価表のどの項目のところかをおっしゃっていただいた上で、例えば「【施設の経営方針に関する事項】の①施設の現状に対する考え方や将来展望」について、どの部分、この部分に一部改善が必要だと感じた、といったように、ご意見があればおっしゃっていただくという流れにしてはどうかと考えております。説明の方は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局から説明について、委員の皆さんから何か質問やご意見がありますか。よろしいでしょうか。

はい、それでは委員の皆様方にそれぞれのお考えを整理していただく時間も兼ねて、委員会を一旦休憩したいと思います。

***** 休憩 *****

【再開】

(会長)

それでは委員会を再開させていただきます。

最終的な評価の合議に移ります前に、皆さんからのご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、先ほど事務局から説明があった通り、ご発言の際は、定期モニタリング評価表のどの項目のことかをおっしゃっていただいた上で、ご意見をお聞かせいただければと思います。

また先生1人ずつお聞かせいただきたいと思います。西田先生からお願いできるでしょうか。どうぞ。

(西田委員)

私が先ほど、質問させていただきました件に補足して、総合的な評価ということになりますが、自主事業を含めまして、収益面では一定の収入水準が継続して確保されているようではあります。先ほどの口座管理の件ですとか、プールの水質管理の件に関しましても、厳密に介入いただいて、そして中間的な評価やモニタリングをしていただいて、最終的にご判断いただく方がよろしいかと感じておりました。

現状としては、今のところ、このようなコメントとなります。

(会長)

ありがとうございます。

続きまして、福本先生、いかがでございますか。

(福本委員)

はい、ありがとうございます。

先ほど細かくいろいろ質問させていただきましたが、一応私の評価としては、概ね適切であるが一部改善する必要があるという、真ん中の評価でモニタリングされているのかなと思いました。

具体的にはやはりお金の部分のところは、こういうタイミングでしっかりと突き合わせられるようにしておかないと、何かがあったときに双方にとってよくないこととなると思いますので、こういった大きなタイミングではある程度、資料をもって判断ができるようなモニタリングが必要なのは、というところが、一部改善が必要であると感じた部分で、その他については特にございません。

(会長)

ありがとうございます、要するに支出面ですよ。

(福本委員)

はい、そうです。

資料のない状態での印象論で評価している印象を受けたので、モニタリングするときには、そこは資料ベースで考える方がいいのではという趣旨です。

(会長)

わかりました、ありがとうございます。それでは塚田先生、お願いできますか。

(塚田委員)

私の方は、各先生がおっしゃっている通りの課題があるのですが、今回の内容を見ますと、今回の案件は一次対する二次評価が適切かどうかというところの内容であるとするならば、例えば「×」であったところを「△」であったとか、そういった相互というか、一次評価に対しての二次評価が、どういったところが変わってきたかというところが論点になると思っておりますので、そうするならば、今回の二次評価については、適切ということで判断したいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。引き続きまして、大森先生いかがなものでしょうか。

(副会長)

私の方は、真ん中の「概ね適正であるが、一部改善する必要がある」という評価をさせていただきたいと思っております。

理由は、やはり募集要項に書かれている、別口座で管理しなければいけないというところで、現状が支出については特例的に別口座ではない状態を認められているものであるということになると、やはりそこは一定の詳しい財務状況を確認していただく必要があるのではというところなんです。

特に大きくその経費が変化しているものを、どのように判定されているのか、どのように管理されているかというところは、きちんと見る必要があるのではないかということで、この評価とさせていただきたいと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

そうすると、大森先生の今のご意見は、別口座管理の部分の問題だと思うのですが、仮に別口座でないとしてももう少し、支出面等については厳格な精査が必要だ、といったことでよろしいですか。

(副会長)

別口座であれば、そこはきちんと市がその口座の中を確認できる状況であるので、特に細かく見る必要はないと思うのですが、今現状支出については、他の事業の支出項目とまじっているために、指定管理者の言っていることを信じるしかない状況になっていると思われるので、もう少し突っ込んだ管理をしていただく必要があるのではと思っております。

これが別口座で管理されていれば、そこまで実行する必要はないと思っているのですが、あくまでも特例的に認められているということだと思いますので、そのあたりについてきちんとした検討ができるような形にしていける必要があると思っております。

(会長)

ありがとうございます。

西田先生にお尋ねしますが、別口座管理の問題とは別に介入の問題をおっしゃられたと思います。市の行政としての介入といったことを言われたと思うのですが、塚田先生が言われた、いわゆる安全面と収入面が崩れると、そのトレードオフの関係なので、安全が損なわれると元も子もないような状況なので、そのあたりも踏まえたご意見ということでよろしいですか。

(西田委員)

はい、私のそもそものコメントも総合的な視点でのコメントでしたので、そういう安全管理や口座管理の件も含めて、具体的な介入をしていただきたいといったことで、「概ね適正であるが、一部改善を図る必要がある」と結果として出させていただいております。

(会長)

よくわかりました。ありがとうございます。

それでは評価の合議に移りますが、事務局から評価の目安となるような考え方があれば、ご提案いただけますか。

(事務局)

はい、ご説明いたします。

モニタリングが適正に実施されているか否かを3段階で評価いただくにあたりまして、明確な基準があるわけではないのですが、事務局といたしましては、目安として8割程度できておれば、2番目の評価の「概ね適正」、それ以下でしたら「適正に実施されていない」3番目の評価になると考えております。

ただし8割以上できている場合でも、著しく不適切な箇所があれば、「適正に実施されていない」の評価になることも考えられるかと思っております。

「適正に実施されている」と判断できるのはほぼ100%できている場合や、改善を図るほどではないご意見しか出なかった場合などを考えておまして、1つでの改善が必要と判断されるものがあれば、2番目の概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要があると評価になると考えております。

よろしくお願いたします、説明の方は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

基本的な目安というのは今言われたようなことで考えたいということのようですが、評価の目安というのはそれよろしいでしょうか。

その目安を前提に合議、委員会としての答申を決定したいと思いますのですが、先ほどの各先生方のご意見を伺いますと、福本先生と西田先生と大森先生が「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」というご意見だったと理解しているのですが、塚田先生のご意見が「適正に実施されている」というようなご判断、ご意見だったと思うのですが、いかがでしょうか。それらを踏まえてご意見があれば、塚田先生どうぞ。

(塚田委員)

今事務局の方から伺った、100%に近いような形で実施されている、ということでの適正ということであれば、私の方も「概ね適正」ということで、判断を変えさせていただきたいと思っております。

(会長)

わかりました。そうしますと、委員の先生方のご意見としては、真ん中の「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」という部分ということになるということで、評価になると思いがいかでしょうか。よろしいですか。

具体的に「一部改善を図る必要がある」という部分については、各評価コメントの話になると思うのですが、先ほど先生方がおっしゃった点が、改善を要する点ということになるのですよね。

それでは、評価結果について、結論を出させていただきます。

「概ね適正・適切に実施されているが、一部改善を図る必要がある」とすることに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

ありがとうございます。

よって、評価結果は、「概ね適正に実施されているが、一部改善を図る必要がある」に決しました。

それでは次に移ります。

本評価委員会の評価結果を答申するにあたり事務局の方で一般的な案はありますか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

恐れ入りますが、答申書案として作成いたしましたので、ただいま画面の方に共有させていただきます。

ではこちらの方私の方で読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

令和 年 月 日、枚方市長 伏見 隆。枚方市都市公園指定管理者評価委員会会長。こちらの方は後ほど会長に自署いただきます。

枚方市都市公園指定管理者のモニタリングに係る外部評価について答申案。

本委員会に対して諮問のあった、枚方市都市公園指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価、外部評価について、慎重に審議した結果、次の通り答申します。

「1、モニタリングは概ね適正、適切に実施されているが、一部改善を図る必要がある。」

以上でございます。会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただいま事務局から答申書案を読み上げていただきましたが、委員の皆さん方がでございましょうか。
< 異議なし >

はい、特に異議もないようです。
よって、ただいまの答申書案の通り答申することに決しました。

案件(7)その他

(会長)

続きまして『案件(7)その他』について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

その他といたしまして、まず評価コメントにつきましてご説明させていただきます。

本日の委員会終了後、委員会でいただいたご意見をもとに事務局の方で評価コメント案を作成いたします。この案につきましては、会長、副会長、各委員に送付いたしまして、皆様のご確認を経て決定いたします。

その後、評価結果及び評価コメントを施設所管部署及び指定管理者に通知しまして、施設所管部署は評価委員会で改善を図る必要があるとされた項目について、改善策を講じます。

評価委員会による評価結果、評価コメントについては、市のホームページに公表することとしておりまして、改善を図る必要があるとされた項目につきましては、施設所管部署が講じる改善策も同様に、市ホームページで公表して参ります。

評価コメントについての説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございます。

各委員の先生方から出た、改善を要するべき点については各委員の先生方のご意見を踏まえて、趣旨に則って評価コメントを作っていたらと思います。

評価コメント案の作成につきまして、委員の皆さんのほうから何かご意見等ございましたらどうぞ。

福本先生お願いします。

(福本委員)

はい、先ほど一部修正の内容としてコメントはさせていただいて、これは希望でもう一つ、もしコメントで載せられるならという意見がありまして、私のヒアリング内容に書かせていただいたように、事業者評価と所管部署の評価がずれているのは、ヒアリングの中でのキャッチボールをしながら内容確認して評価しましたということで伺いました。

事業者としては「4」や「5」を付けているところについては、頑張っていると自分たちで自負しているところなので、そのキャッチボールを経て、指定管理の業務の範囲の中で、5年間という短い期間でも、当初の提案書より確実にアップデートしていった方がいいと思います。そういったキャッチボールした内容は、具体的に次の指定管理に繋がる内容だと思うので、ビジョン的に記録として示し、こうするともっと評価が良くなるといった記録をするとよいと思います。

こういったヒアリングのタイミングを生かして、この公園の指定管理事業がより良くなるための支援策のようなものも一緒に作成いただけると、単純に事業提案に対して遂行できているかという評価だけではなくて、この遂行の過程で、もう少しこのようにすればステップアップできるのではといったものも、モニタリングの際に示せると良いと思います。

これは今回のモニタリングの適正・不適正とは少し別ですが、もし掲載可能なら、そういったところもコメントいただけると、より前向きかと思いました。

(会長)

ありがとうございます。

今の点も踏まえて事務局の方で十分ご検討いただけますか。

(事務局)

はいわかりました、ありがとうございます。

(会長)

その他、事務局から連絡事項はございますか。

(事務局)

はい、ではお手元のお持ちいただいております資料の取り扱いについてご説明いたします。

事前に皆様にお配りさせていただきました資料一式につきましては、非公開情報が含まれますので、会議録評価コメントの方が確定いたしました後に、できるだけ事務局の方で回収させていただければと思っております。資料と一緒に送りしました着払い伝票にて、事務局、行革推進課の方までご返送いただければ幸いです。

お送りしたデータにつきましても、会議録や評価コメントが確定しまして、不要になった時点で消去をいただきますよう、よろしく願いいたします。

大変お手数おかけいたしますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

事務局の方から最後に、私の方から一言、お礼の方のご挨拶をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(会長)

よろしく願いいたします。

(事務局)

この度は、都市公園の外部評価につきまして、様々な視点からご熱心にご審議いただきまして、また、取りまとめをいただきまして誠にありがとうございました。

今後、本日いただきました答申に基づきまして、改善が必要とされたものにつきましては、改善に向けた取り組みにつきまして検討を進めるとともに、今後も市として適正なモニタリングを実施できるよう努めて参ります。

会長、副会長を初めまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり本評価委員会の委員としてご尽力をいただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

(会長)

委員の皆様方には、熱心にご議論いただきまして無事答申させていただくことができました。委員会運営にご協力いただきましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは以上をもちまして委員会を閉会させていただきます。

所管部署或いは事務局の方もお疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

(閉会 16時15分)

以上